

ハイライト:

- ・傷病手当金の改正について取り上げます。
- ・任意継続被保険者制度の改正について取り上げます。
- ・雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設について解説します。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
傷病手当金の改正について	1
任意継続被保険者制度の改正について	2
雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設	2

今年も残りわずかとなりましたが、新型コロナウイルスは未だに収束せずにあります。油断せず感染予防を徹底し、体調管理に気をつけてお過ごしください。

第88号では、傷病手当金や任意継続被保険者制度の改正などを解説しました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦  
中村友理香

### 傷病手当金の改正について (^\_^)

傷病手当金とは、被保険者が業務外の事由による療養のため、労務に服することができないときにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間に支給される、健康保険における制度をいいます。

支給期間は同一の疾病・負傷に関して、支給を始めた日から起算して1年6ヶ月を超えない期間とされています。よって、1年6ヶ月の間に仕事に復帰し、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も含めて1年6ヶ月をカウントします。そのため、支給開始後1年6ヶ月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。

がん治療のために入退院を繰り返すなど、長期間にわたって療養のため休暇を取りながら働くケースがあること等から、この傷病手当金について、支給を始めた日から“支給期間を”通算して1年6ヶ月間支給されることに改正されます。

既に共済組合では傷病手当金の支給期間の通算化は実施されていたので、健康保険においても同様の仕組みとなります。詳細は2ページ目の図1をご参照ください。

ちなみに、支給期間の通算は2021年12月31日において、暦の通算で1年6ヶ月経過していない場合に適用されることになり、2022年1月1日より前に暦の通算で1年6ヶ月経過しているものについては、支給期間の通算は適用されないこととなります。

例:



この出勤期間分、令和4年1月1日以降に支給期間が延長されます。

令和3年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した場合、出勤に伴い不支給となった期間があれば、当該期間を延長して傷病手当金を受給することが可能。

**【健康保険における傷病手当金の支給期間】**

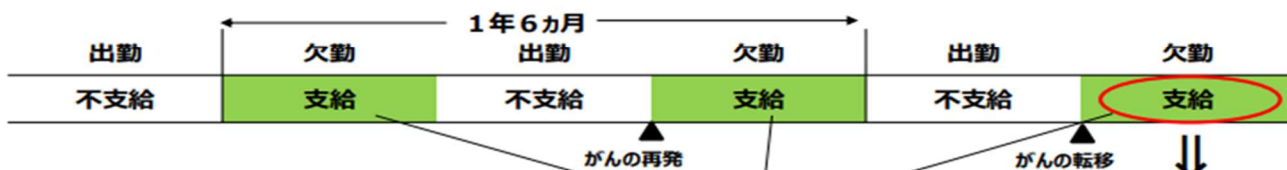
⇒ 支給開始から1年6か月を経過する時点まで支給（1年6か月後に同じ疾病が生じた場合は不支給）



↓ このように変わります

**【共済組合における傷病手当金の支給期間】**

⇒ 支給期間を通算して、1年6か月を経過した時点まで支給。



支給開始から1年6か月以降は不支給

通算1年6か月まで支給

**任意継続被保険者制度の改正について(令和4年1月から)**

任意継続被保険者制度とは、会社を退職後も引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者の継続を選択できる制度のことをいいます。当制度に関し、令和4年1月から2つの改正が行われます。

現在2年間は自ら資格喪失を申し出ることができないといったデメリットがありました。これが令和4年1月からは自由に資格喪失が認められます。任意継続の手続きは資格喪失後20日以内に申請する必要があり、あまり検討せずに申請したけれど実は国民健康保険の方が有利だったという場合でも、資格喪失ができませんでしたが、これが改善されることになります。

もう1つの改正が、任意継続の保険料の標準報酬月額です。現在、退職者本人の従前の標準報酬月額と、その健康保険組合の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額で決定されてきていますが、改正後は健康保険組合の規約によって、退職時の標準報酬月額で決定することが可能になります。協会けんぽには影響ありません。こちらは退職者本人にとって不利な改正です。

例	退職者の標準報酬月額500千円	全被保険者平均標準報酬月額	300千円
現在	500千円	>	300千円
令和4年1月以降	健保組合によっては500千円のまま		



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

**税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)  
 港区南青山 2-2-15-1025  
 電話 03-3746-1750  
 (埼玉事務所)  
 さいたま市浦和区岸町7-1-4  
 細田屋ビル  
 電話 048-816-6180  
 Fax 048-834-1594  
[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)  
[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)

**雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設(令和4年1月スタート)(^\_^)**

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上となる場合等に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高齢被保険者)となることができる制度が令和4年1月からスタートします。失業した場合、一定の要件を満たせば、高齢求職者給付金を一時金で受給することができます。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。令和3年度税制改正の内容は次号で取り上げる予定です。